

## 監査結果公表第3－1号

### 監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表について

監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、地方自治法第199条第14項及び八尾市監査基準第17条の規定により当該措置の内容を次のとおり公表します。

令和3年7月1日

八尾市監査委員	吉川 慎一郎
同	八百 康子
同	杉本 春夫
同	土井田 隆行

### 記

#### 1 措置の内容の通知

令和2年度定期監査（財政部）の結果に対する措置

令和3年6月28日付け 八財財第41号

令和2年度定期監査（市立病院事務局）の結果に対する措置

令和3年6月25日付け 八市病第61号

#### 2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

#### 3 その他

措置の内容については、市役所本館3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

令和2年度定期監査（財政部）の結果に対する措置の内容  
 財政課

指 摘 事 項	講じた措置又は経過	
<p>1 個人情報の開示請求に係る事務について</p> <p>八尾市個人情報保護事務取扱要領において、個人情報の開示請求を受理すると決定した場合は八尾市文書取扱規程の規定に基づき個人情報開示請求書の收受手続を行うよう定められているが、個人情報開示請求書の收受手続が行われていないので、適正な事務処理に改めること。</p>	措置状況	1. 措置済（令和3年4月15日）
<p>2 契約事務について</p> <p>八尾市財務規則において、契約を締結するときに契約書に記載すべき事項が定められているが、契約書に必要とされる事項の記載がないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p>	措置状況	1. 措置済（令和3年4月1日）
<p>3 備品の管理について</p> <p>備品台帳から抽出し現品と照合したところ、備品登録がされていないものや廃棄手続がされていないもの等が見受けられたので、備品全般について現品との照合確認を行うとともに備品台帳の整備を図り、適切に管理すること。</p>	措置状況	1. 措置済（令和3年5月10日）
	<p>備品について現品との照合確認を行うとともに、備品登録及び廃棄処理を行いました。今後は、適切に管理するよう改めました。</p>	

財産活用課

指 摘 事 項	講じた措置又は経過
<p>1 市有資産の売却に係る仕組みの構築について</p> <p>八尾市財務規則において、財政部長は公有財産の効率的運用を図り、その取得、管理及び処分の適正を期すために必要な調整を行わなければならないとされている。売却することが決定された公有財産の処分については、経済性、効率性の観点からも処分が完了するまでの期間をできるだけ短縮させる必要があることから、蓄積した専門的なノウハウを生かし効率的に公有財産の処分が完了できるよう所管課との役割を検討し、整理すること。</p>	<p>措置状況 2. 措置予定</p> <p>売却することが決定された公有財産の処分について売却手続き時における手順及び関係課が担う役割を令和4年3月末までに整理する予定です。</p>
<p>2 公有財産管理主任に係る事務について</p> <p>八尾市財務規則において、部長等は公有財産の管理に関する事務を補助させるため、公有財産を所管する所属に公有財産管理主任を置くこととし、また、当該管理主任は部長等が任免し、財政部長に報告するよう定められているが、財政部長へ部長等からの任命報告はされておらず、管理主任における公有財産の管理等が行われていない。定期的な周知を行うとともに管理主任による公有財産の管理が適切に行われるような取組を検討すること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（令和3年4月1日）</p> <p>財務規則第137条の2を改正し、令和3年度から公有財産管理主任について、所属を統括する課長をあてる仕組みに変更しました。</p>
<p>3 入札事務について</p> <p>(1) 入札参加資格審査において、入札参加資格について資料等の提出を求めているものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（令和3年4月19日）</p> <p>入札参加資格審査において、入札参加資格を満たす資料の提出を求めるよう適正な事務処理に改めました。</p>

<p>(2) 八尾市財務規則に基づき入札保証金を免除する場合において、伺書に免除した具体的な理由が記載されていないものが見受けられた。入札保証金は原則として入札参加者に納付させるべきものであり、その免除は同規則に定める事由に該当する場合に認められる限定的なものであることから、伺書にその具体的な理由を記載して決裁手続を経るよう適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（令和3年4月19日）</p> <p>入札保証金を免除する要件の確認と免除に該当する具体的理由を記載の上、決裁手続を経るよう適正な事務処理に改めました。</p>
<p>4 契約事務について</p> <p>(1) 八尾市財務規則に基づき契約保証金を免除する場合において、伺書に免除した具体的な理由やその意思決定に係る記載がないものが見受けられた。契約保証金は原則として契約相手方に納付させるべきものであり、その免除は同規則に定める事由に該当する場合に認められる限定的なものであるから、伺書にその具体的な理由を記載して決裁手続を経るよう適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（令和3年4月19日）</p> <p>契約保証金を免除する要件の確認と免除に該当する具体的理由を記載の上、決裁手続を経るよう適正な事務処理に改めました。</p>
<p>(2) 緊急の必要により競争入札に付すことができない等のため随意契約を行う場合において、伺書にその具体的な理由が記載されていないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（令和3年4月19日）</p> <p>随意契約を締結する具体的理由を記載の上、決裁手続を経るよう適正な事務処理に改めました。</p>
<p>(3) 八尾市財務規則等において、契約を締結するときに契約書に記載すべき事項が定められているが、契約書に必要とされる事項の記載がないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（令和3年4月19日）</p> <p>契約締結時に財務規則に定められた記載すべき事項が漏れないよう適正な事務処理に改めました。</p>

市民税課

指 摘 事 項	講じた措置又は経過
<p>1 入札事務について</p> <p>(1) 指名競争入札の入札参加者を指名する場合において、伺書にその者を指名する具体的な理由が記載されていないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（令和2年11月17日）</p> <p>入札事務について見直しを行った結果、入札方式を指名競争入札としているものについては、条件付一般競争入札とすることに改めました。</p>
<p>(2) 八尾市財務規則に基づき入札保証金を免除する場合において、伺書に免除した具体的な理由が記載されていないものが見受けられた。入札保証金は原則として入札参加者に納付させるべきものであり、その免除は同規則に定める事由に該当する場合に認められる限定的なものであることから、伺書にその具体的な理由を記載して決裁手続を経るよう適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（令和2年11月17日）</p> <p>入札保証金を免除する場合は、具体的な理由を記載の上、決裁手続を経るよう適正な事務処理に改めました。</p>
<p>2 契約事務について</p> <p>八尾市財務規則において、契約を締結するときに契約書に記載すべき事項が定められているが、契約書に必要とされる事項の記載がないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（令和3年2月15日）</p> <p>契約書に八尾市財務規則に定められた事項を記載するよう事務処理を改めました。</p>
<p>3 市・府民税の減免申請に係る事務について</p> <p>個人の市・府民税減免申請書の市記入欄の記載事項の金額を訂正する場合において、訂正印がないものや修正テープを用いて訂正しているもの等が見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（令和2年12月15日）</p> <p>個人の市・府民税減免申請書を訂正する場合に、修正テープを使用しないよう、必ず訂正印を押印するよう事務処理を改めました。</p>
<p>4 備品の管理について</p> <p>備品台帳から抽出し現品と照合したところ、備品登録がされていないものが見受けられたので、速やかに所定の手続を行うとともに、適切に管理すること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（令和3年1月7日）</p> <p>備品登録がされていないものについて、備品登録を行いました。</p>

資産税課

指 摘 事 項	講じた措置又は経過
<p>1 固定資産税等の減免に係る事務について</p> <p>(1) 地区その他公益施設に係る固定資産税等の減免についての伺書において、減免要件に該当する理由が確認できないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（令和2年12月28日）</p> <p>伺書に添付している現地調査の写真に加え、減免要件に該当する使用用途（祭用倉庫、地蔵尊など）を付記することで、減免事由を明確化するよう事務処理を改めました。</p>
<p>(2) 八尾市市税条例において、固定資産税等の減免に係る申請書には申請者の「個人番号又は法人番号」を記載しなければならないと定められているが、当該申請書にその記載がないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（令和2年12月28日）</p> <p>担当者に、記載漏れの確認について注意喚起を行い、申請書に八尾市市税条例に定められた記載事項を漏れなく記載するよう改めました。今後は、記載漏れの確認を徹底し、適正な事務処理を行います。</p>
<p>(3) 固定資産税等の減免に係る申請書において、決裁者の押印が漏れているものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（令和2年12月28日）</p> <p>起案決裁終了後、申請書のファイリングの際に、担当者が押印漏れの確認を行うよう事務処理を改めました。</p>
<p>2 固定資産(土地)鑑定評価員選定委員会に係る事務について</p> <p>固定資産(土地)鑑定評価員選定委員会要綱に基づき設置されている固定資産(土地)鑑定評価員選定委員会は、財政部長、契約検査課長、財産活用課長等の委員で構成すると定められているが、これらの委員に対する任命手続が行われていないので、適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（令和2年12月28日）</p> <p>固定資産(土地)鑑定評価員選定委員会の委員の任命については、一覧表の作成をもって発令に代えるよう事務処理を改めました。</p>
<p>3 契約事務について</p> <p>八尾市財務規則において、契約を締結するときに契約書に記載すべき事項が定められているが、契約書に必要とされる事項の記載がないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（令和2年12月28日）</p> <p>契約書に記載すべき事項について、担当者に周知するとともに、起案作成時には八尾市財務規則等の規定の確認を行い、同規則等に定められた事項を適切に記載するよう事務処理を改めました。</p>
<p>4 備品の管理について</p> <p>備品台帳から抽出し現品と照合したところ、備品登録がされていないものが見受けられたので、速やかに所定の手続を行うとともに、適切に管理すること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（令和2年9月24日）</p> <p>備品登録がされていないものについては備品登録を行いました。今後は、処理漏れがないよう適切な備品管理を行います。</p>

## 納税課

指 摘 事 項	講じた措置又は経過
1 備品の管理について 備品台帳から抽出し現品と照合したところ、備品登録がされていないものが見受けられたので、速やかに所定の手続を行うとともに、適切に管理すること。	措置状況 1. 措置済（令和3年1月18日） 備品登録がされていないものについては備品登録処理を行い、備品台帳一覧表に基づき適切に管理できるよう改めました。

共通事務

指 摘 事 項	講じた措置又は経過
<p>1 文書事務について</p> <p>伺書において、以下のような事例が見受けられた。これらは、部内各課に共通する事務であることから、改めて部内全所属において研修等の実効性のある取組を行い、八尾市事務処理規程等に基づく適正な事務処理を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 決裁区分が誤っているもの</li> <li>② 決裁日の記入が漏れているもの や完結日が誤っているもの</li> <li>③ 非公開部分の内容の記載が漏れているもの</li> </ul>	<p>措置状況 1. 措置済（令和3年4月15日）</p> <p>部内会議で指摘事項を確認し、再点検の上、修正するとともに、各課内で周知を行い、八尾市文書取扱規程等に基づき、適正な事務処理を行うよう改めました。</p>

令和2年度定期監査（財政部）に基づく意見に対する取組の内容

財政部

意見の内容	取り組んだ内容又は経過	
<p>公有財産の管理と情報の一元管理について</p> <p>財政部財産活用課が庶務を担っている八尾市公有地有効活用検討委員会は、公有地(市有地並びに八尾市土地開発公社及び八尾市開発協会が市に代わって先行取得した土地)の活用や処分方法等を検討し公有地の有効活用を図ることを目的として設置され、これまで先行取得した土地を中心に検討してきたが、平成28年度以降は開催されていない。</p> <p>一方、市においては、平成27年8月に「八尾市公共施設マネジメント基本方針」が出され、それに基づき令和2年6月に「八尾市公共施設マネジメント実施計画」が策定された。公共施設マネジメントを实践する仕組みと組織づくりの推進体制については、全庁横断的に取組を進めるために副市長、関係部局長で組織する「公共施設マネジメント推進会議」において公共施設マネジメント全体を総括するとされており、その事務局は政策企画部政策推進課公共施設マネジメント推進室に置かれている。</p> <p>当初の公共施設マネジメント推進会議の設置の背景には、公共施設マネジメントの基本方針に基づき持続可能な自治体運営を進める上で必要となる老朽化や耐震問題を抱える公共施設の再編や市有財産の有効活用や財源の課題解決を図るといった目的があった。その後の社会情勢や財政環境が変化する中、公共施設の再編・再配置の検討をする場合には、建物だけではなく市有地も含めた公有財産についての情報を一元管理し、全庁的な視点で政策的な検討や関係課との調整が求められているところである。</p> <p>今後、これらの経過を踏まえ、公有財産の管理及び有効活用が、市民の安全、安心を最優先に、全庁的な視点での検討や速やかな決定が行えるよう、公有財産の経過や方針決定後の進捗についても定期的に情報共有をすることにより、これまでの八尾市公有地有効活用検討委員会の役割を含めて、全庁横断的に関係課との連携、調整を行う仕組みが効果的に機能することを期待している。</p>	取組状況	4. その他
	<p>公有財産の管理及び有効活用は全庁的な視点で行う必要があることから、公共施設マネジメント担当課等の関係部局と情報共有を図るため、施設所管課の情報を基に財産活用課において公有財産台帳の一元管理を行っております。</p> <p>公共施設マネジメント推進会議において検討を進める公共施設マネジメント基本方針及び実施計画等にそった公有財産の有効活用の促進を図るため情報の共有を進めてまいります。</p>	